諮問庁：特許庁長官
諮問日：令和８年３月１０日（令和８年（行情）諮問第２７６号）及び同年５月１９日（同第６５０号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行情）答申第７８４号及び同第７８５号）
事件名：特許庁データのマージナルコストによる販売のための契約書の不開示決定（不存在）に関する件
特許庁データ販売事業許可要領におけるマージナルコストの徴収額に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書１」及び「本件対象文書２」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく各開示請求に対し、令和４年２月１５日付け２０２１１２１７特許９（令和８年（行情）諮問第２７６号）及び同年６月１４日付け２０２２０４２０特許３６（同第６５０号）により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分１」及び「原処分２」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（１）令和８年（行情）諮問第２７６号

原処分１は、違法かつ不当である。即ち、特許庁にとって産業財産権情報提供政策は最重要政策であり、本件対象文書１は存在しているはずである。

よって、原処分１を取り消すべきであるとの決定を求める。

（２）令和８年（行情）諮問第６５０号

原処分２は、違法かつ不当である。平成１０年の荒井長官策定の特許庁データ販売事業許可要領におけるマージナルコストの徴収額に関する財政関連文書は最重要書類であり、本来永年保存で保有しているはずで

ある。当該文書の作成年月日、保存期間、もし廃棄した場合は、廃棄年月日を明確にしていただきたい。

よって、原処分２を取り消すべきであるとの決定を求める。

第３　諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、各理由説明書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

１　事案の概要

（１）審査請求人は、法３条の規定に基づき、処分庁に対し、令和３年１２月１５日付けで本件対象文書１、令和４年４月１８日付けで本件対象文書２を対象とする各開示請求（以下、順に「本件開示請求１」及び「本件開示請求２」といい、併せて「本件各開示請求」という。）をそれぞれ行い、処分庁は、令和３年１２月１７日付けで本件開示請求１を、令和４年４月２０日付けで本件開示請求２を、それぞれ受け付けた。

（２）本件開示請求１に対し、処分庁は、令和４年１月１３日付けで、法１０条２項の規定に基づき開示決定等の期限の延長をした。その後、本件対象文書１を特定し、法９条２項の規定に基づき、同年２月１５日付け２０２１１２１７特許９をもって、下記２（１）のとおり、全部を不開示とする決定（原処分１）を行った。

（３）本件開示請求２に対し、処分庁は、令和４年５月１７日付けで、法１０条２項の規定に基づき開示決定等の期限の延長をした。その後、本件対象文書２を特定し、法９条２項の規定に基づき、同年６月１４日付け２０２２０４２０特許３６をもって、下記２（２）のとおり、全部を不開示とする決定（原処分２）を行った。

（４）原処分に対し、審査請求人は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。）４条１号の規定に基づき、令和４年５月２３日付けで原処分１の取消し、同年９月１２日付けで原処分２の取消しを求める各審査請求（以下、順に「本件審査請求１」及び「本件審査請求２」といい、併せて「本件各審査請求」という。）をそれぞれ行い、諮問庁は同年５月２６日付けで本件審査請求１を、同年９月２０日付けで本件審査請求２を、それぞれ受け付けた。

（５）本件各審査請求を受け、諮問庁において、原処分の適法性および妥当性につき慎重に精査したところ、本件各審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件各審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

２　原処分における処分庁の決定及びその理由

（１）原処分１

処分庁は、不開示とする決定（原処分１）を行った。

原処分１において、不開示とした理由は、以下のとおりである。

本件対象文書１は、特許庁において、保存期間が満了したため既に廃棄済みであり、開示請求時点において保有していないため、不開示とした。

（２）原処分２

処分庁は、本件対象文書２は、特許庁では、開示請求時点において保有していないため、不開示とする原処分２を行った。

なお、本件対象文書２が作成又は取得されていたとしても、平成１２年度以前に作成又は取得されたと考えられることから、担当部署の、平成１２年度以前に作成又は取得した文書をつづった行政文書ファイルが登録されている平成１３年度の行政文書ファイル管理簿を確認したが、本件対象文書２がつづられている可能性のあるファイルの存在は確認できなかった。

また、当該部署において、書架、書庫及び共有フォルダ内の探索を行ったが、本件対象文書２の存在は確認できなかった。

３　審査請求人の主張についての検討

（１）審査請求人は、特許庁にとって産業財産権情報提供政策は最重要政策であり、本件対象文書１は存在しているはずである旨主張している。

しかしながら、改めて行政文書ファイル管理簿及び担当部署の書架・書庫等の調査を行ったが本件対象文書１に該当する可能性のある行政文書の存在は確認できなかった。

また、契約に関する文書の保存期間は「契約が終了する日に係る特定日以後５年」であるため、仮に当該文書を取得していたとしても、平成１０年の契約に関する行政文書は、本件開示請求１時点で保存期間が満了しているため既に廃棄済みである。

（２）審査請求人は、本件対象文書２に該当する文書は永年保存であり、存在しているはずである旨主張している。

しかしながら、本件対象文書２は平成１０年前後に作成・取得されたと考えられるところ、当時有効であった特許庁文書取扱規程（以下「文書規程」という。）では、永久保存とするものを除く文書の保存期間を最長でも２０年と定めており、本件対象文書２は、その性質に鑑みれば永久保存には該当しないと考えられることから、本件開示請求２の時点で保存期間満了により既に廃棄されていたものと考えられる。

念のため、改めて書架、書庫及び共有フォルダ内の探索を行ったが、本件対象文書２の存在は確認できなかった。

４　結論

以上により、本件各審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件各審査請求については、棄却することとしたい。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

①　令和８年３月１０日　　諮問の受理（令和８年（行情）諮問第２７６号）

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受（同上）

③　同年５月１９日　　諮問の受理（令和８年（行情）諮問第６５０号）

④　同日　　諮問庁から理由説明書を収受（同上）

⑤　同年１１月４日　　令和８年（行情）諮問第２７６号及び同第６５０号の併合並びに審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書は保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

２　本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書の保有の有無について、諮問庁は、上記第３の３（１）及び（２）のとおり説明する。

当審査会において、諮問庁から文書規程及び同規程に基づく特許庁文書保存細則の提示を受けて確認したところ、本件対象文書が同細則において列挙される永久保存を要する文書に該当するとは考えにくい。そうすると、本件対象文書について、仮に作成又は取得していたとしても、いずれにせよ、保存期間満了により開示請求時点では既に廃棄されているものと考えられるとする上記第３の３（１）及び（２）の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　付言

本件は、審査請求から諮問までに、それぞれ、約３年１０か月及び約３年８か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理

に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5　本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員　武藤京子、委員　佐藤郁美、委員　寺田麻佑

別紙　本件対象文書

１　本件対象文書１

平成１０年３月２６日付「特許庁データ販売事業の許可要領」（１０特総第３１３号）を策定により、特許庁データを対象としたマージナルコストによる販売が開始されたが、このマージナルコストによる販売のためのベンダーとの契約書（例えば、販売用のデータ作成のための契約書・データ販売のための契約書等）。

２　本件対象文書２

平成１０年の荒井長官策定の特許庁データ販売事業許可要領におけるマージナルコストの徴収額に関する文書。